

中古の工作機械の該非判定はどうやる？

1. 想像を超えるサービス

工作機械の該非判定は頭の痛い問題です。私も該非判定を「業として行っている」者ですが、工作機械には絶対手を出しません。

理由は2つ。第一には規制内容自体が難しい。ちょうど今年6月施行の規制リスト改正でも位置決め精度の求め方に注目が集まり解説資料が出回ったりしましたが、正直言って、私には改正前のやり方すらよく理解出来ていませんでした。(おそらく殆どの人もそうだったことと思います。だから私も平気な顔で「わかりません」と口にするわけです)

理由の第2は、数値を求める際に、実機による測定が必要なことです。これは大変手間のかかる作業なので、CISTECの工作機械分科会からも撤廃の要望が提出されているほどです。(http://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2011/data/111214-16.pdf)

そんな仕事を「引き受けます」という人が、しかも工作機械屋さんでもない人がなさるといふのだから驚きました。

下記がその方(サブラヒ氏)の口上です。

通常、機械メーカーは顧客に対してこれらの必要資料を提供する責務を負っている。しかし、新規購入の顧客に対しては提供するが、中古品に対してまで支援することは極めて稀である。
当方では、それらの資料を専門の資格を持った技術士が鑑定し、通関に必要な「非該当証明書」の作成支援をしています。(出典は [こちら](#) を参照)

なんと狭気に満ちた言葉ではありませんか。

2. 驚きの3ポイント

第1には**料金**です。工作機械の場合の金額は明記されていないのですが、「通常の場合、業務受託費用は1件当たり5,000~50,000円」とおっしゃっているので、大体その辺の数字(高くても倍の十万?)になるのでしょう。(<http://www.saburai.com/compliance.php>)
メーカーに依頼した場合の費用は(私の聞いたところでは)約二十万円とのことでしたから、この方の料金は破格とってよいのではないかと思います。

第2は、**輸出される実機を使つての測定**ということですが。

輸出令運用通達(2項解釈)では一応、「輸出される実機測定」以外に「申告値」「カタログ仕様値」を使うことも認めています。しかし規制非該当品を輸出する場合にメーカーに頼らず判定するとすれば「実機測定」しかありません。

なぜなら「申告値」は、メーカーがサンプル機5台で測定した値であることが要求されますから、街の判定屋さんがひねり出せるものではないのです。どうしてもメーカーへ依頼が必要になります。しかしこの方は「メーカーが対応してくれない分をエンジニアとして何とかしてやろう」とおっしゃっている。つまりメーカーに頼らず判定をやつてのけるぞという

わけです。(実はそのサービスが「メーカーへの依頼を取り次ぎます」だったりすることはないと思います。取次サービスではそこのメーカー代理店と変わりありませんから)

また「カタログ仕様値」を使ってよいのは「貨物等省令第1条第十四号イ(一)、ロ(一)又はハ(一)に規定する位置決め精度の値に達する場合」、すなわち規制該当モデルの場合のみと運用通達は述べています。

つまりメーカーのお世話にならず(二十万出さずに?) 判定するには、輸出される機体を使って実機測定するしかないわけです。

第3には、**測定自体の困難さ**があります。運用通達にはこんなことが書いてあります。

- ・輸出される形態で装備するすべての機械的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定すること
- ・測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。なお、レーザー測定装置を使用する場合には、温度、気圧、湿度等の影響を避けるために、エアセンサー及び物体温度センサーを使用した自動補正又は手動補正を適宜行うこと。

見るからに大変そうな作業ではありませんか。

また先に挙げた CISTEC 工作機械分科会要望書によれば、測定日前から室温を安定させ装置の実力が遺憾なく発揮できる準備も整える必要があるそうです。

これだけのハードルを克服して、しかも破格料金(?)でのサービスというわけですから十分驚くに値しますよね。それを実現しているのであれば、この方はもっと声を大にしてアピールしてよいと私は思うのです。

但しネット記事だけでは、氏がホントに実機測定をなさっているかは読み取れません。

依頼を受けるに当たっての**氏の要求**は次の通り。

技術鑑定に必要な資料：

- ① 機械メーカーの仕様書(性能が分かるもの)
- ② 貨物を特定する型番、製造NO. など
- ③ 顧客情報(輸出相手国、顧客名、最終用途など)

問題は一番肝心な実機測定については全く触れていないことです。ホントにここに書いてあるだけが要求内容だったら、「ちゃんとやっていない」ことになるのではないかと?

もっとも(氏の**サイト**を読む限り)私は、この方が(実機測定なしの)誤った判定をしているとは思いません。氏の無実を信じます。

というよりむしろ、氏はそもそも**工作機械の該非判定をやったことがない**のではないかとという気もしています。(それだって「無実」には違いありません)

理由は広告中の「パラメータシートが要求されている」という一節にあります。ところが工作機械の判定項番である2項(12)と6項には、そもそもパラメータシートの書式が存在しないのです。(CISTECの**帳票目録**参照) **存在しないパラメータ書式の話がなぜ出てくるのでしょうか?**

世間では、該非判定書の代名詞として「パラメータシート」という言葉を使う人も少なくありませんから「氏も両者を混同しているだけじゃないのか」という人がいるかもしれませんが。しかしそれは氏を見くびりすぎというもの。この方はパラメータシートと該非判定書を混同するような人ではありません。例えば氏は「輸出規制該非判定書とパラメータシートとは」という[広告](#)の中で「特に『パラメータシートを下さい』と要望されるケースは、要注意（パラメータシートはただの該非判定書とはわけが違う）」と述べています。「違いが分かる男」である氏が混同などするはずがないのです。

その氏が「パラメータシートだ」と書いている以上、ご本人の中では「作成するのはパラメータシート」という認識でいらっしゃるものと推論されます。とすればその論理的帰結として「実際に判定書を書いたことがない可能性」を考えざるをえないわけです。仮にそうだとすると、下世話なたとえで恐縮ですが『[経験豊富](#)』は口だけで、実は殿方の手を握ったこともない純情娘みたいなものと言えるのではないのでしょうか？

3. これは氏へのエールです

ここまでお読みになって、私が氏を「随分コテンパンに書いているじゃないか」とお感じになるとしたら、みなさん、それは大変な早合点です。

氏の広告に寄せた私の[コメント](#)を御覧になれば、そのことはわかっただけのことと思います。私が言いたいのは「広告の文面からは、そのように読めてしまいますよ」ということのみ。

折角、実機で面倒なデータ取りまでして判定しているのであれば、それがきちんと伝わるようにアピールしなければウソだと思うのです。[野ざらしの装置写真](#)も、そういう意味では逆効果。写真を載せるなら実機でデータ測定をしている作業場面を切り取ったものになればよかったのにもったいない。

私なら「こんなに大変なことを、この料金でやっているのだぞ」と宣伝しまくるところですが、氏の広告はあまりにも奥ゆかしいのではないかと申し上げたいのです。

とはいえ、1つだけ不安なことがあります。それは広告の「[キャッチオール規制の該非判定をきっちり行うのが、『サブラヒ・テクノロジスト事務所』の基本方針です](#)」という[結びの言葉](#)です。

みなさんご存知の通り、キャッチオール規制に該非判定は存在しません。それを「きっちり行う」と言われたら…。

ここまで書いてきた一切が「冗談だよーん」ということにならないかしら？ ひょっとしてあの「野ざらし写真」も、「こんな状態の装置で実機測定などするわけないでしょ？ 冗談だってわかりますよね」という意味だったりして？ だとすれば私たちは、氏にからかわれているだけなのかもしれません。

<中村サブラヒ・テクノロジス事務所>サイトより (1)

2007年10月28日

中古のNC工作機械の該非判定はどうする



中古のNC工作機械を海外(タイ、ベトナム、台湾、中国など)へ輸出するビジネスが盛んだ。

上の写真は、最近の案件で、高性能で評価の高い牧野フライス製作所製のNCフライス盤の写真である。年式は古いが、まだまだ十分使える人気商品であるらしい。

さてこの中古機械の輸出通関に当たっては、安全保障輸出管理の法令沿った「非該当証明書」の作成が不可欠だ。特にこの種の工作機械の場合は、単に「非該当」というだけでは不十分で、パラメータ・シートの提出が要求されている。

輸出令別表第1の第二項、「核兵器の開発または製造に用いられる工作機械」の該非判定

並びに**同第六項**、「数値制御を行なうことができる工作機械又はその部分品」

この両方に対する**技術鑑定が必要である。**

通常、機械メーカーは顧客に対してこれらの必要資料を提供する責務を負っている。しかし、新規購入の顧客に対しては提供するが、中古品に対してまで支援することは極めて稀である。

当方では、それらの資料を専門の資格を持った技術士が鑑定し、通関に必要な「非該当証明書」の作成支援をしています。

安全保障輸出管理コンプライアンス、今までどこに相談に行ったらよいのか、その社会体制が十分ではありませんでしたが、サブラヒ・テクノロジス事務所の支援サービスをご利用下さい。

技術鑑定に必要な資料:

- ① 機械メーカーの仕様書(性能が分かるもの)
- ② 貨物を特定する型番、製造NO. など
- ③ 顧客情報(輸出相手国、顧客名、最終用途など)

当方では、輸出通関申告に不可欠な該非判定、パラメータシートを上記の資料に基づき作成いたします。

キャッチオール規制の該非判定をきっちり行うのが、「サブラヒ・テクノロジスト事務所」の基本方針です。

この記事へのコメント

数ある貨物の中で最難関である工作機械の該非判定をメーカーに代わって行うというのは、大変すばらしいサービスと思います。2項・6項の「位置決め精度」の値は、輸出実機(又は「サンプル5台」)を用いて測定することが通達で定められています。そのため輸出者単独では対応不可能で、またメーカーに依頼するにしても高額な判定作業費用がかかったと聞いています。その苦労を一掃できるというのですから、費用の目安も含めて、もっと大きくアピールするに値する事業と思います。ところで「キャッチオール規制の該非判定」とはどのようなことを指すのでしょうか？

Posted by 米満啓 at 2016年04月17日 06:35

(<http://sensinjuku.blogdehp.ne.jp/article/13215305.html>)

<中村サブラヒ・テクノロジスツ事務所>サイトより (2)

2007年01月10日

輸出規制該非判定書とパラメーターシートとは

皆様はお客様より、「海外へ持って行くので輸出規制該非判定書を頂きたいが」と言われることがありませんか。

自分自身が通関申告をするわけではなくとも、御社の製品や商品を購入されたお客様が海外の事業所へ部品やパーツとして輸出するケースが非常に増えています。そのようなお客様は概ね大企業、優良企業である場合が多いと思います。

即ち、輸出管理コンプライアンスをきちんと行うことが社内規程で徹底されている、日本を代表する企業がお客様であるからなのですね。トヨタや松下、東芝、キャノンなどいかなる有名企業でも海外へ貨物を発送する場合は、全ての貨物、部品について輸出通関申告が義務つけられています。

さて輸出通関申告で不可欠なのが「**輸出規制該非判定書**」という書類です。この該非判定書は、それぞれの技術の専門家が作成することになっています。個々の貨物の設計仕様などに精通していないと該非判定が難しいためです。

特に「パラメーターシートを下さい」と要望されるケースは、**要注意**です。その貨物の該非判定が法規上非常に入り組んだ、複雑な状態になっていることを意味します。

製品の設計や製作技術は素晴らしいのに、この「輸出規制該非判定書」作成が出来なくて営業が上手く進まない、とかお客様から敬遠されてしまうということがあっては問題だと思います。

そのような課題を解決するのが、当事務所の輸出管理技術コンサルティングサービスです。

自社製品の安全保障輸出管理該非判定書をどのように作成したらよいのか？

該非の判定について、判定の根拠を明示することが必要です。そして、その基本姿勢こそが御社のコンプライアンス経営のバックボーンとなること、技術力の証明であると私は、確信しています。

御社の開発・設計技術者対象の該非判定輸出管理セミナーを企画して頂きたいと思います。

セミナーのご相談は、[こちらをクリックしてください](#)。

全国どこの事業所へでも出張講演致します。何人で受講されても結構です。一般のセミナーよりもより実践的で、御社の事業分野に沿った内容で計画致します。

(<http://sensinjuku.blogdehp.ne.jp/article/7763000.html>)

<CISTEC が販売する該非判定帳票目録（抜粋）>

工作機械に関連する 2 項(12)も 6 項も「パラメータシート」書式が存在しないことが見て取れます。

項目別対比表・パラメータシートに掲載されている関係法令早見表(貨物)

H.29.1.6更新

※附属品や部分品については、基本的に、親貨物の規制項番よりその附属品や部分品も規制されるかご確認ください。

○:掲載項番

別1項番	関係省令		規制貨物	項目別対比表	パラメータシート
	条	項号			

(中略)

02 2の項. 原子力(NSG)					
2(1)	1	1	核燃料物質・核原料物質	○	先端材料関連
2(2)		2	原子炉・原子炉用発電装置・推進装置	○	
2(3)		3	重水素・重水素化合物	○	先端材料関連
2(4)		4	人造黒鉛	○	
2(5)		5	核燃料・核原料物質の分離装置・再生装置・制御装置	○	
2(6)		6	リチウム同位元素分離用装置・核燃料物質の成型加工用装置	○	
2(7)		7	ウラン・プルトニウムの同位元素分離用装置	○	
2(8)		8	周波数変換器	○	
2(9)		9	ニッケル粉・ニッケル粉を用いた多孔質金属	○	先端材料関連
2(10)		10	重水素・重水素化合物の製造装置	○	
2(10の2)		10の2 10の3	三酸化ウラン・六ふっ化ウラン・二酸化ウラン・四ふっ化ウラン・金属ウラン・四塩化ウラン・二酸化プルトニウム・しゅう酸プルトニウム・過酸化プルトニウム・三ふっ化プルトニウム・四ふっ化プルトニウム・金属プルトニウムの製造装置	○	
2(11)		11	しごきスピニング加工機	○	
2(12)			数値制御工作機械・測定装置	○	
1		14	工作機械	○	
2		17	測定装置	○	
2(13)		18	誘導炉・アーク炉・プラズマ電子ビームを用いた溶解炉	○	
2(14)		19	アイソスタチックプレス・制御装置	○	
2(15)			ロボット・制御装置	○	
1		20号イ	防爆構造のもの	○	
2		20号ロ	放射線の影響を防止するもの	○	
2(16)		21	振動試験装置	○	
2(17)			ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料	○	先端材料関連

(中略)

06 6の項. 材料加工(ワッセナー・アレンジメント)					
6(1)	5	1	軸受	○	
6(2)		2,3,4	数値制御工作機械	○	
6(3)		5	歯車製造用工作機械・制御装置	○	
6(4)		6	アイソスタチックプレス	○	
6(5)		7	コーティング装置	○	
6(6)		8	測定装置	○	
6(7)		9	ロボット・制御装置	○	
6(8)		10	フィードバック装置・複合回転テーブル・スピンドル	○	
6(9)		11	絞リスピニング加工機	○	

(2017.12.13)